

京 都 大 学 に お け る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(提案の募集)</p> <p>第46条の3 総括保護管理者は、毎年度1回以上、募集の開始の日から30日<u>以内</u>の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、本学が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に法第44条の3第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。)について、次条の提案を募集するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(提案の募集)</p> <p>第46条の3 総括保護管理者は、毎年度1回以上、募集の開始の日から30日<u>以上</u>の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、本学が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に法第44条の3第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。)について、次条の提案を募集するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和元年6月3日から施行する。</p>